

53  
5  
525

明治廿二年二月發行

傍訓かま

帝國憲法ていこくけんぽう全

東京 小説館藏版



特 63  
37

No 15484

告 文

皇朕れ謹み畏と 皇祖 皇宗の神靈も詰々白さく皇朕れ天壤無窮  
の宏謨も循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墮せむこと  
と雖し願ざるも世局の進運も腐り人文は發達に隨ひ宜と一皇祖  
皇宗の遺訓を明徴よし典憲を成立し條章を昭示し内は以て子孫の  
率由する所を爲し外は以て臣民勸懲の道を履め永遠に進行せしめ  
益々國家の丕基を鞏固にして八洲民生の慶福を増進すべし茲に皇  
室典範の憲法を制定す惟ふも此れ皆 皇祖 皇宗の後裔も貽した  
まへる統治の洪範を紹述するも外ならず而して朕が躬も速て時と  
俱に舉行することを得るは洵も 皇祖 皇宗及我が 皇考の威靈  
に倚賴するも由らざるの無し皇朕れ仰て 皇祖 皇宗及 皇考の



神祐を禱り併せと朕が現在及將來に臣民に率先し此の憲章を履行  
して懲らざらしむることを誓ふ庶幾くは 神靈此れを鑒とたまへ

### 憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗よ承  
くるの大權よ依り現在及將來の臣民よ對し此の不磨の大典を宣布  
す  
惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り我が帝國を  
肇造し以て無難に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣  
民の忠實勇武よして國を愛し公よ殉ひ以て此の光輝ある歴史の成  
跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良ある臣民の子孫と  
るを回想し其の朕が意を 朕が事を獎勵し神興し和衷協同し

益々我々帝國に光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固とら  
しむるの希望を同とし此の負擔を分つべ堪ふることを期はざるを

朕祖宗は遺烈を承け萬世一系に帝位を踐と朕が親愛する所の臣民  
に即ち祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増  
進し其懿徳良能を發達せまむるを願ひ又其に冀養よ依り興ふ  
俱に國家の進運を扶持せむことを誓ふ乃ち明治十四年十月十四日  
の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕の後嗣  
及臣民及臣民の子孫たる者として永遠に循行する所を知らしむ  
國家統治の大權は朕が之を祖宗よ承けて之を子孫よ傳ふる所なり  
朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを懲らざ



朕の我々臣民は權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法  
 及法律の範圍内よ於て其の享有を完全ならしむべきことを宣告す  
 帝國議會の明治廿三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲  
 法として有効ならしむるの期とすべし將來若此の憲法の或る章條  
 を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕が繼承の子孫は  
 發議の權を執り之を議會に付し議會の此の憲法に定たる要件よ  
 依り之を議決するの外朕が子孫及臣民の敢て之が紛更を試みるこ  
 とを得ざるべし  
 朕が在廷の大臣は朕が爲す此の憲法を施行するの責を任すべく朕  
 が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふべ  
 し

御名御璽

明治二十二年二月十一日

- |           |         |
|-----------|---------|
| 内閣總理大臣    | 伯爵 黒田清隆 |
| 樞密院議長     | 伯爵 伊藤博文 |
| 外務大臣      | 伯爵 大隈重信 |
| 海軍大臣      | 伯爵 西郷從道 |
| 農商務大臣     | 伯爵 井上馨  |
| 司法大臣      | 伯爵 山田顯義 |
| 大藏大臣兼内務大臣 | 伯爵 松方正義 |
| 陸軍大臣      | 伯爵 大山巖  |
| 文部大臣      | 子爵 森有禮  |



大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條 皇位の皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條 天皇は神聖にして侵すべからず

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

第五條 天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ

第六條 天皇は法律を親可し其公布及執行を命ず

第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及衆議院の解散を命ず

第八條 天皇は公共の安全を保持し又ハ其災厄を避くる爲緊急の

必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發

す此の勅令は次は會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府の將來に向て其は効力を失ふことを公布すべし

第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共の安全秩序を保持し

及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又ハ發せしむ但し命令を以て法律に變更するを得ず

第十條 天皇は行政各部に官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此は憲法又は他の法律に特例を掲かたるものハ各其條項に依る

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す



第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條 天皇は勳章を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す 戒嚴の要件及効力は法律を以て

之を定む

第十五條 天皇の爵位勳章及其他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ず

第十七條 攝政を置くの皇室典範の定むる所を依る 攝政ハ天皇

の名を於て大權を行ふ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所を依る

第十九條 日本臣民の法律命令の定むる所は資格を應じ均く文武

官を任せられ及其の他の公務を就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所を從ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民の法律の定むる所を從ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民の法律の範圍内を於て居住し移轉の自由を

有す

第二十三條 日本臣民は法律を依るを非らずして逮捕監禁審問處

罰を受くることなし

第二十四條 日本臣民は法律を定めたる裁判官に裁判を受くるの

權を奪はるゝことなし

第二十五條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外其の許諾な

く志し住所を侵入せられ及搜索せらるゝことなし

第二十六條 日本臣民は法律を定めたる場合を除く外信書の秘密

を侵さるゝことなし



第二十七條 日本臣民の其の所有權を侵さるゝるときは「公益の爲必要なる處分は法律の定むる所を依る

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務を背らざる限り於て信教に自由を有す

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條 日本臣民は相違の敬禮を守り別定むる所の規程に従ひ請願を爲すを得

第三十一條 本章に掲げたる條規の戰時又は國家事變の場合於て天皇大權の施行を妨ぐることをし

第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍に法令又は紀律を牴觸せざるもの限り軍人並に準行す

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所を依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院は選舉法に定むる所を依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條 何人も同時兩議院に議員たることを得ず

第三十八條 兩議院の政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出することを得

第三十九條 兩議院は一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず

第四十條 兩議院は法律又は其の他の事件に付き各々其の意見を



政府は建議するを得但し其の採納を得ざるものは同會期中  
に於て再び建議するを得ず

第四十一條 帝國議會の毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合於  
ては勅命を以て之を延長するを以て之を召集す

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合於て常會の外臨時會を召  
集すべし

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時  
之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院の同時  
停會せらるべし

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新  
員を撰舉せしむ解散の日より五箇月以内召集すべし

第四十六條 兩議院は各々其の總議員三分の一以上出席せる  
ときは議事を開き議決を爲すを得ず

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す可否同數なる  
ときは議長の決する所に依る

第四十八條 兩議院の會議は公開と但政府の要求又は其の院の  
議に依り秘密會と爲すことを得

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏せしむることを得

第五十條 兩議院は人民より呈請する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の  
整理に必要ある諸規則を定むるを得

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言せしむる意見及表決  
付き院外に於て實を負ふとなし但し議員自ら其の發言を演説刊



行筆記又ハ其の他の方法を以て公布したるときは一般に法律ヲ依り處分せらるべし

第五十三條 兩議員の議院ハ現行犯罪又は内亂外患ニ關する罪ヲ除ク外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時よりとも各議院ニ出席し及發言するを得

第四章 國務大臣及樞家顧問

第五十五條 國務大各臣ハ天皇を輔弼シ其責に任す凡そ法律勅令其他國務ニ關する詔勅ハ國務大臣の副署を要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所ニ依り天皇の諮詢ニ應ヘ重要の國務を審議す

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名ニ於て法律ニ依り裁判所之を行ふ

「裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條 裁判官は法律ニ定たる資格を具ぬる者を以之ニ任す」裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒ニ處分由るの外其の職を免ぜらるゝあど悉く懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決ハ之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときハ法律ニ依り又ハ裁判所の決議を以て對審ニ公開を停むるを得

第六十條 特別裁判所の管轄ニ屬すべきものハ別ニ法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟ニしテ別ニ法律を以て定めたる行政裁判所の審判ニ



屬すべきものは司法裁判所にて受理するの限に在らず

第六章 會計

第六十二條 新租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべき。但し報償に屬する行政上の手数料及その他の收納金は前項の限に在らず。國債を起し及豫算に定たるものを除く外國庫の負擔を有すべき契約を爲すは帝國議會の協贊を経べし

第六十三條 現行の租税の更法律を以て之を改めざる限に在りて之を徵收す

第六十四條 國家の歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を経べし。豫算の款項は超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條 豫算の前は衆議院に提出すべし

第六十六條 皇室經費の現在に定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額と要する場合は外帝國議會の協贊を要せず

第六十七條 憲法上の大權に基つたる既定の歳出及法律の結果より又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國會議之を廢除し又は削減するを得ず

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫算の限を定め繼續費として帝國會議の協贊を求むることを得

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふため又は豫算の外に生じたる必要の費用を充つる爲に豫備費を設くべし

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合は於て内外に情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要に處分を爲すことを得。前項の場合に於



ての次の會期に於て帝國議會を提出し其れ承諾を求むるを要す

第七十一條 帝國議會は於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるべきに於て政府は前年の豫算を施行せしむ

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱ふ之を帝國議會を提出すべし會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正せらるるに必要あるとき勅命を以て議案を帝國議會の議に付しべし此場合於て兩議院の各々其の總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議院三分の二以上は多數を得るに非ざれば改正は議決を爲らざるとを得ず皇室典範の改正は帝國議會の議を経る

を要せず皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て連由の効力を有す且政府の義務に係る現在の契約及び命令は總て第六十七條の列によらる

法律

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各本法に依り施行すべきことを命ず



# 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山巖
文部大臣	子爵 森有禮
逓信大臣	子爵 榎本武揚

## 法律第二號

### 議院法

#### 第一章

帝國議會の召集成立及開會

#### 第一條

帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも十日前  
よ之を發布すべし

#### 第二條

議員は召集の勅諭に指定したる期日あつて各議院の會堂  
よ集會すべし

#### 第三條

衆議院の議長副議長の其の院よ於て各三名の候補者を選  
舉せしめ其れ中より之を勅任すべし

議長副議長の勅任せらるゝまでハ書記官長議長ハ職務を行ふべ  
し

#### 第四條

各議院ハ抽籤法よ依り總議院を數部よ分割し每部々長一



名を部員中於て互選すべし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め  
而院議員を貴族院と會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合於て貴族院議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他は事故より職位と  
ありたるときは繼任者は任期の仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院  
外に對し議院を代表す

第十一條 議長の議會閉會の間於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に出席し發言すること  
を得但し表決に數を預けらざ

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を  
選舉し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長の任期満限に達するも後任者の勅  
任せらるるまで仍其の職務を繼續すべし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公  
文を署名す

書記官の議事録及其の他の文書案を作り事務を掌理す



書記官の外他の必要ある職員ハ書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費ハ國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長ハ歳費として四千圓副議長ハ二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員ハ八百圓を受け別定むる所の規則ニ從ひ旅費を受く但し召集ニ應ぜざる者は歳費を受くるものとせず

議長副議長ハ議員ハ歳費を辭することを得ず

官吏ニ去て議員たる者に歳費を受くることを得ず

第二十五條の場合ニ於てハ第一項歳費の外議院の定むる所ニ依り一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員ハ全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員ハ議員の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員ハ事務の必要に依り之を數科 分割し負擔の事件を審査する爲み各部ニ於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其の任ニ在るとのとす

特別委員ハ一事件を審査する爲み議院の選舉を以て特ニ付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長ハ一會期ごとニ開會の始ニ於て之を選舉す

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於て之を互選す

第二十二條 全院委員會ハ議院三分の一以上常任委員會及特別委



議員會の其の委員半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議より議員の傍聴を禁ずるを得

第二十四條 各委員長は委員會の経過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院は政府の要求に依り又は其れ同意を経て議會閉會の間委員をして案の審査を繼續せしむるを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告し議事日程は政府より提出せたる議案を先よすべし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得るときは此の限を在らず

第二十七條 法律の議案の三讀會を経る之を議決すべし但し政府

の要求若し議員十人以上の要求より議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案の委員の審査を経ずして之を議決するを得ず但し緊急の場合に於て政府は要求より由るものは此の限を在らず

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するもの二十人以上に賛成あるに非ざれば議題と爲らざると得ず

第三十條 政府は何時よりとも既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後議決したる議院の議長より國務大



臣を經由して之を奏上すべし

但し兩議院同一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるゝものは次の會期まで公布せらるべし

第六章 停會國會

第三十三條 政府は何時よりとも十五日以内、於て議院の停會を命ずるを得

議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院は解散を依り貴族院も停會を命じたるときは於て前條第二項は例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至

らざるものは後會に繼續せず但し第十五條の場合に於て此の限に在らず

第三十六條 閉會は勅命により兩議院台會に於て之を舉行すべし

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議に左の場合に於て公開を停むるを得

一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき

二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直に傍聽人を退去せしめ討論を用ゐずして可否の決

を取らべし

第三十九條 秘密會議は刊行することを許さず



第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員の其の院に於て受取りたる日より十五日以内を審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案が就き議院の會議に於て修正の動議を提出するものは三十人以上の賛成があるを非ざれば議題と爲らざると得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりと之を許すべし但し之が爲る議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも委員會に出席し意見を述べらることを得

第四十四條 委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むるを得

とを得

第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數を預けらる

第四十六條 常任委員會及び特別委員會を開くとき毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員を報知すべし

第四十七條 議事日程及議事に関する報告は議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむるときは三十人以上の賛成者あるを要す

質問の簡明ある主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長に提出すべし



第四十九條 質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辨を爲し又たは答辨へき期日を定め若答辨を爲さざるべき其の理由を示明を爲し

第五十條 國務大臣の答辨を得又ハ答辨を得ざるべきは質問の事件に付議員の建議に動議を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし請見を請ひ之を奏呈することを得

各議院に建議は文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又ハ建議の動議ハ三十人以上の賛成あるハ非ざれば議題と爲さざるとを得す

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するハ兩議院の内何れを先とするも便宜を依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又ハ修正して議決しあるときハ乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又ハ否決したるときハ之を奏上すると同時ハ甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときハ之を甲議院に回付すべし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時ハ乙議院に通知すべし若之に同意せざるときハ兩院協議會を開くことを求むべし



甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院ハ之を拒む  
ことを得ず

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院より各十人以下同數の委員を選  
舉し會同せしむ委員の協議案成立るときは該案を政府より受  
取り又は提出したる甲議院ハ於て先づ之を議し次乙議院ハ移  
すべし

協議會ハ於て成立したる成案ハ對してハ更に修正の動議を爲す  
ことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長に何時たりとも兩  
院協議會ハ出席して意見を述ふることを得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會ハ於て可否決を取るは無名投票を用ゐ

可否同數あるときハ議長の決する所ハ使る

第六十條 兩院協議會ハ議長ハ兩議院協議委員ハ於て各一員と互  
選し毎會更代して席ハ當らしむべし其ハ初會ハ於ける議長ハ抽  
籤法を以て之を定む

第六十一條 本章ハ定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ其の協  
議ハ依り之を定むべし

第十三章 請願

第六十二條 各議院ハ呈出する人民の請願書ハ議員の紹介ハ依り  
議院之を受取るべし

第六十三條 請願書ハ各議院ハ於て請願委員ハ付し之を審査せし  
む

請願委員請願書を以て規程ハ合ハすと認むるときハ議長ハ紹介



の議員を経て之を却下せし

第六十四條 請願委員の請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すべし請願委員特別に報告し依れる要求又ハ議員三十人以上は要求あるときは各議院は其れ請願事件を會議し付すべし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其れ請願書を政府に送付し事宜は依り報告を求むことを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願の各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院の憲法を變更するの請願を受くることを得ず  
第六十八條 請願書は總て哀願の體式を用らべし若し請願の義に

依らず若し其の體式に違ふものハ各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書として皇室に對し不敬の語を用る政府又ハ議員に對し侮辱の語を用るものハ各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院の司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院の各別な請願を受け互に相干預せず

第十四章

議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院の人民に對て告示を發するを付す

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出するを付す

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に對て必要なる報告又ハ文書を求むるときは政府の秘密に渉るものを除く外其の求むる應



すべし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他は官廳及地方議會は向て照會往復するを得ず

第十五章

退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院は議員として貴族院議員に任ぜられ又は法律に依り議員たるを得ざる職務に任ぜられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員として選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決とす

第七十九條 裁判官に於て懲戒の裁判手續を爲したるものは

衆議院に於て同一事件に付審査するを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるゝに至るまでの議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關する會議に對しては辨明するを得るも其の表決は預かることを得ず

第十六章

請假辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間を超ゆる議員の請假を許可するを得其の一週間を超ゆるときは議院に於て之を許可し期限なきものは之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員の正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に出席することを得ず

第八十三條 衆議院の議員の辭職を許可することを得



第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員の議員を生じたるとき、議長より内務大臣に通牒し、補選を求めしむ。

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所は規則に從ひ議長之を施す。

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏の政府之を派出し議長の指揮を受けしむ。

第八十七條 會議中議員此の法律若し議事規則に違ひ其れ他議場秩序を紊るとき議長之を警戒し又の制止し又は發言を止し消さしむ命に從はざるとき議長は當日其會議を終るまで發言を禁止し又の議場の外に退去せしむることを得。

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會議を中止し又の之を閉づることを得。

第八十九條 傍聽人議場は妨害を爲す者あるときは議長は之を退場せしめ必要ある場合に於ては之を警察官廳に引渡さしむることを得。

傍聽席騷擾なるときは議長の總ての傍聽人を退場せしむることを得。

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を喚起することを得。

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得ず。

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上に涉り言論することを得ず。



第九十三條 議院又ハ委員會に於テ誹毀侮辱を被リタル議員ハ之を議院ニ訴へテ處分を求むべシ私に相報復とるゝとを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其の議員ニ對シ懲罰權を有セ

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯を審査する爲メ懲罰委員を設

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員ニ付シ審査せしめ議院の議を経て之を宣告シ各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯あるときハ委員長又ハ部長は之を議長に報告シ處分を求むべシ

第九十六條 ●懲罰は左の如し

- 一 公開したる議場ニ於テ罷責ス
- 二 公開したる議場ニ於テ適當の謝辭を表せしむ

三 一定の時間出席を停止ス

四 除名

衆議院に於テ除名は出席議員三分の二以上ハ多數を以テ之を決セべシ

第九十七條 衆議院ハ除名ハ議員再選メ當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員ハ二十人以上の賛成を以テ懲罰の動議を爲す

ことを得

懲罰ハ動議ハ事犯ありシ後三日以内メ之を爲すべシ

第九十九條 議員正當の理由なくシテ勅諭メ指定したる期日後一週間内メ召集メ應ぜざる由リ又ハ正當ハ理由なくシテ會議メハ委員會メ闕席する由リ若ハ請假の期限を過ぎたるに由リ議長より特メ招狀を發シ其の招狀を受けたる後一週間内メ仍故



出席せざる者は貴族院に於て其の出席を停止し上奏して勅  
裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名とべし

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附録を裁可し之を公  
布せしめ併せて帝國議會を召集するは年より本法に依り選舉を施  
行せしむべきことを命ず

御一名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黑田清隆  
樞密院議長 伯爵伊藤博文  
外務大臣 伯爵大隈重信

海軍大臣 伯爵西郷從道  
農商務大臣 伯爵井上馨  
司法大臣 伯爵山田顯義  
大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義  
陸軍大臣 伯爵大山巖  
文部大臣 伯爵森有禮  
逓信大臣 伯爵榎本武揚

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院議員の各府縣の選舉區に於て之を撰舉せしむ其  
の撰舉區及選舉區に於て選舉すべき定員の此は法律の附録を以



て之を定む

第二條 府縣知事ハ其の府縣の選舉區の選舉を監督す

一 選舉區ハ選舉の郡長又は市長其の選舉長とあり之を管理す

第三條 一 選舉區ハ其の郡長市長ハ其の郡長市長の一人を命じ選舉長たらしむべし

第四條 一 市の域内ハ於て選舉區あるときハ府縣知事は區長をして其の選舉長たらしむべし

第五條 選舉に關する費用ハ地方税を以て支辨せしめし

第六條 選舉人の左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民ハ男子ハ其の年齢滿二十五歳以上者

第二 選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ハ於て

本籍を定め住居去仍引續き住居する者

第三 選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ハ於て

直接國税十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但し所得税ハ付てハ人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者ハ限る

第七條 家督ハ由り財産を相續したる者は其ハ財産ハ付前財産主の納税額を以て其の納税資格ハ算入す

第三章 被選人ハ資格

第八條 被選人たるを得る者の日本臣民の男子滿三十歳以上

として選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の選舉府縣内

ハ於て直接國税十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし

但し所得税ハ付てハ人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納



の仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被選人たることを得ず

前項以外の官吏の其の職務を妨げざる限は議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被選人たることを得ず

第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員の其れ選舉區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又の教師は被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員として衆議院の議員に選舉せられ當選を承諾ししむるときは其の前職を辭すべきものとす

#### 第四章 選舉人及被選人に通ずる規定

第十四條 左の項の一に觸るゝ者は選舉人及被選人たることを得ず

一 瘋癲白癡の者

二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

三 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者

四 禁錮の刑に處せられ満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上懲没若し國庫犯禁獄の刑に處せられ満期以後又は赦免の後満三年を経ざる者

六 賭博犯に由り處刑を受け満期の後又は赦免の後満三年を経ざる者

七 選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選權の停止中の者



第十五條 陸海軍軍人は現役中選挙権を行ふことを得ず及被選人たるものと得ず其の休職中停職在る者亦同じ

第十六條 華族の當主は衆議院議員の選挙人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受たり拘留又は保釋中在る者に其の裁判權定ま至るまで選挙権を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選挙人名簿

第十八條 選挙長の毎年四月一日を期とし各町村長として一の投票区域内に於て選挙資格を行する者と調査し人名簿二本を調製し同月廿日までに其一本を差出さしむべし

選挙人名簿は選挙人其姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接賦税の總額並に納税地を記載すべし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選挙人名簿を調製すべし

第一 一市又ハ市内の一區を以て一選挙區と爲したる場合に於ては選挙長其の人名簿を調製すべし

第二 市内に於てある數區を合して一選挙區と爲したる場合に於ては各區長をして其の區内の人名簿を調製し選挙長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一選挙區と爲したる場合に於ては市長其の選挙長とありたるべき市長をして其の人名簿を調製せしむべし

第四 第三の場合に於て市長其の選挙長となりたるべき市長の市内の人名簿を調製すべし

第二十條 選挙人其の住居を投票區域の外に於て直接賦税を納



むるときは納税地の町村長又は市長若し區長の證狀を得て選挙人名簿調製の期日までは其の投票を管理する町村長又は市長若し區長は差出すべし

第二十一條 選挙長の各町村長又は市長若し區長は差出したる選挙人名簿を合し一選挙區を以て一冊とし選挙管理の郡役所又は市役所若し區役所は備置き其の副本を府縣知事に送致すべし

第二十二條 選挙長は毎年五月五日より十五日間一選挙區撰舉人簿の寫を其名の選挙管理の郡役所又は市役所若し區役所は於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て撰舉資格ある者撰舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あることを發見したるときは其理由書及證憑を具へて縦覽期限内に選挙長に申立て其の改正を求むるを得

縦覽期限を経過したる後前項に申立を爲すも其の効なし

第二十四條 選挙長は於て脱漏の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し申立を以て正當ありと判定したるときは直ちに人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選挙區内を告示すべし

第二十五條 選挙長は於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し必要なる場合に於ては申立人又は被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し誤載ありと判定したる時は直ちに之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選挙區内を告示すべし  
第二十六條 申立人又は被告人は於て選挙長の判定に服せざるを



きハ選舉長を被告とし判定の日より七日以内ハ始審裁判所ニ出  
訴することを得

第二十七條 始審裁判所ニ於て前條の訴訟を受取りたるときハ他  
の訴訟の順序に拘らず速ニ其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條ニ於ける始審裁判所の裁判は控訴することを得  
さず但し大審院ニ上告せるあとを得

第二十九條 選舉人名簿ハ六月十五日を以て確定期限とし次年の  
調製の日まで之を据置くへし但し裁判官渡書ニ依り改正すへき

ものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時内  
之を改正し其の由を中立人又ハ被告人所在地の町村長又ハ市  
長若ハ區長ニ通知し併せて選舉區内ニ告示すへし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票の通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散  
を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くと  
三十日以前ニ公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又ハ町村長ハ指定したる場所ニ於  
て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村ニ於て選舉人少數として一の投票所を設くる  
ニ足らざるときハ數町村を合併するあとを得  
此の場合ニ於ては郡長ハ府縣知事の認可を経て合併の町村及  
投票所並ニ投票所管理の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長ハ其ハ管理する投票區域内ニ於ける選舉人中  
より寸會人二名以上五名以下を定め遅くとも選舉の期日より三  
日以前に之を本人ニ通知し選舉の當日投票所ニ参會せしむべし



立會人の正當の事故なくして其職を辞するを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票の午前七時より始り午後六時に終る

第三十五條 投票函の二重の蓋を造り二種の鑰を設け其の一の町  
村長之を管守し其の一の立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長は投票の初より當り立會人と共参會したる選  
舉人の前前於て投票函を開き其の空虚なるを示すべし

第三十七條 選舉人は選舉の當日日本人自ら投票所より至り選舉人名  
簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各一定の式を用ひ選舉の當日投票  
所より於て町村長より之を各選舉人に交付すべし

選舉人は投票所に於て投票用紙より被選人の姓名を記載し次より自

己の姓名住所を記載して捺印すべし

第三十九條 選舉人として文字を書きしめること能はざる由を申立つ  
るときは町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ  
捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選舉すへき選舉區に於ては連名投票  
を用うべし

第四十一條 選舉人名簿に記載せられたる者の外投票するを得ず  
得ず但し選舉人名簿に記載せらるべき裁判官渡書を所持し選舉  
の當日投票所より至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投  
票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其の由を  
告げ投票函を閉鎖すべし



投票函閉鎖後總て投票することを許さず

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし

第四十四條 町村長は一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所へ送致せしむ

第四十五條 一選舉區内にある嶋嶼として前條の期限内に投票函を送致するものと能はざる情况あるときハ府縣知事は人名簿確定の日より選舉の期日までの間に於て適宜に其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選舉會

第四十六條 選舉會は選舉管理の郡役所又は市役所若は區役所へ

於て之を開く

第四十七條 選舉長の各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選舉委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選舉長は投票函送達の日選舉委員立會人以上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし若し投票と投票人との總數に差異を生じたるときハ其の由を選舉明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるときハ選舉長は選舉委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選舉區の選舉人の其の選舉會を參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす



- 一 撰舉人名簿に記載なき者の投票但し裁判官證書を所持したる者依り投票したる者ハ此の限ふ所ならず
- 二 成規の用紙を用ゐざるもの
- 三 撰舉人自己ハ姓名を記載せざるもの
- 四 資格なき被選人の姓名を記載するも但し連名投票と列記する人員中資格ある者ハ付て其の効あるものとせ
- 五 誤字又は汚染塗抹毀損ハ依り記載する所の撰舉人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ゐ又ハ誤字ハ係るも明々其の姓名を認知することを得るも此の限ふ在らず

六 第三十八條第二項ハ規定またる外他の文字を記載したるも但し被選人の指名を誤ざる爲ハ其の官位職業身分住所を附の

し又ハ敬稱を用ゐたる者ハ此の限ふ在らず

第五十二條 投票効力の有無ハ付疑義あるときハ被撰舉委員の意見を聞き撰舉長之を決定す此の決定ハ對しては撰舉會場ハ於て異議を申立つることを得ず

第五十三條 無効ハ投票ハ抹線を加へ其の由を撰舉明細書に記載し一箇年間保存し期限を經過したる後之を燒棄つべし

第五十四條 一投票として其の撰舉すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員ハ超えたる人名を末尾より除却すべし

連名投票よしし其の撰舉すべき定員ハ足らざるときハ現ハ記載したる者ハみを計算すべし但し一人姓名を複記したる者は一人として之を計算すべし



第五十五條 投票は六十日間郡役所又は市役所若は區役所へ保存し期限を経過したる後之を焼棄すべし

第五十六條 撰舉に關り訴訟又は告訴告發あるときハ第五十三條第五十五條の期限を経過すると裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 撰舉長ハ選舉明細書を作り選舉點檢に關る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とし

投票同數なるときハ生年月の長者を以て當選人とし同年月あるときハ抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 當選人定まらざるときハ撰舉長の首に其の姓名及役

票の數を府縣知事へ届出べし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときハ各當選人へ通知し其の姓名を管内へ告示すべし

第六十一條 當選人當選の通知を受たるときは其れ當選を承諾するや否を府縣知事へ届出べし

第六十二條 一人おして數選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事へ届出べし

第六十三條 當選人其の府縣内にある者は十日以内其の府縣外に在る者は二十日以内當選承諾の届出を爲さざるときは其の當選を辭したるときは其れ見做すべし

第六十四條 當選人として其の當選を辭し又は期限内に其の當選



此承諾を届出さるときハ府縣知事ハ選舉の期日を定メ其の選舉長ヲ命ジ再び選舉を行ハシムベシ但シ第五十八條第二項の場合ニ於テ抽籤ニ依リ當選を得タル者其の當選を辭シ又ハ其の承諾を届出さるときハ抽籤ニ依リ當選を失ヒタル者を以テ當選人ト定ムヘシ

第六十六條 各選舉區の當選人確定したるときは府縣知事の當選證書を付與シ及管内ニ告示シ並ニ當選人の資格を録テ内務大臣ニ具申セベシ

第十章 議員ハ任期及補闕選舉

第六十六條 議員の任期は四箇年トす但シ任期を終リたる後仍選舉ニ應ずるを得

第六十七條 議員の闕員あるニ由リ内務大臣ヨリ補闕選舉を開ク

ハ其の命を命ぜられたるときハ府縣知事ハ其の命を受けたる日より二十日以内ニ闕員の選舉區ニ限リ臨時選舉を行ヒ補欠議員を選舉セシムベシ

第六十八條 補欠議員の任期は前議員の任期ニ依ル

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長ハ投票所の秩序を保持シ必要ある場合ニ於テハ警察官吏の處分ニ付スルことを得

第七十條 凡テ戎器又は兇器を携帯スル者は投票所ニ入ルことを許さず

第七十一條 選舉人ニ非ざる者ハ投票所ニ入ルことを許さず

第七十二條 投票所ニ於テハ一切ハ演説討論及喧嘩ノ涉リ又ハ他人ニ投票を勸誘することを禁ズ



第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命を従はざるときは之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしたる者の犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所内を呼入るゝを得

第七十五條 投票所に参會したる選挙人として刑法及此の法律の罰則を犯したる者は投票するを禁じ其の姓名事由を投票明細書に記載せしむべし

第七十六條 投票に關する異議の申立に付町村長は決定を對てに投票所を於て不服を申立つることを得ず

第七十七條 選挙管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所に於て選挙會に參觀を求むる者の總て第六十九條より第七十三條に至るま

での例に照し選挙長之處分をせしむべし

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選挙區に於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときは當選人を被告とし第六十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内は控訴院に出訴することを得

其の期限を經過したる後出訴するも其の効あり

第七十九條 原告人は訴訟状と共に保證金として金三百圓又は之に相當する公證書を控債訴訟院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判官渡の日より七日以内は一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控訴し仍足らざるときは之を追徴すべし



第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときは控訴院の一致裁判言渡書を以て各訴訟人は宣告せらるるを得

第八十二條 審判中衆議院解散し命あるときは訟訴院は其れ訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を撤回するときの同時に其の由を新聞紙又は其の他此れ方法を以て公告すべし

第八十四條 控訴院の當選訴訟を審判するに當り本訴は關係せる刑法又は此の法律の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すを得但し此れ場合に於ては檢察官をして立會はしむべし  
當選訴訟は關係せざる場合に於て此の法律の犯罪者は所轄刑事裁判所に於て之を裁判せ

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の原本を内務大臣に送附せし若衆議院開會するとき併せて之を議長に送付すべし

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對しては大審院に上告することを得

第八十七條 訴訟に目的たる當選人に其の裁判確定に至るまで衆議院は列席するの權を失はず

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるも此れ外總て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其他撰舉資格に必要なる事項を詐稱し撰舉人名簿に記載せられたる者は四圓以上四十圓以下の



罰金に處す

第九十條 投票を得又他人に投票を付せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金銭物品手形若は公私の職務を選擧人又は投票し又は投票するあを約束したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す  
其の授與又は約束を受けたる者亦同じ

第九十一條 直接又は間接に金銭物品手形若は公私の職務を選擧人又は投票し又は投票とることを約束して投票を得又他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止する者い刑法第二百三十四條の例を以て論す  
其の授與又は約束を受け投票を爲さ又は投票を爲さるる者亦同じ

第九十二條 投票を得又他人に投票を爲すことを抑止する目的を以て選擧人又は暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處さ五圓以上五十圓以下の罰金を附加せ

第九十三條 選擧人に暴行を加へて投票を得又他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止する者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加せ

第九十四條 選擧人を強逼し又は投票所若は選擧會場を騒擾し又は投票函を抑留毀壞若は劫奪するの目的を以て多衆を聚嘯したる者は六月以上二年以下に輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚し應じ勢を助けたる者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下に罰金を附加す



犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑より一等を加ふ

第九十五條 選挙に際し選挙管理員又は立會人より暴行を加へ又は暴行

を以て投票所若し選挙會場騷擾し又は投票函を留毀壞若し劫

奪したる者の四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百

圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは本刑より一等を加ふ

第九十六條 多衆を囂聚して前條の罪を犯したる者は重禁錮に處

す

其の情を知て囂聚に應じ勢を助けたる者の二年以上五年以下の

輕禁錮に處す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは本刑より一等を加ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若し其の他の文書を以て人を欺唆し

前三條に罪を犯さしめたる者の刑法第五條の例に依る其の效

唆の効なき者を仍本刑より二等又は三等を減じ處断す

第九十八條 戎器又は兇器を携帯して投票所若し會場に入り二者

の三圓以上三十圓以下の罰金を處す

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るまで

の刑に處せられたるときは其の當選は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依

り撰舉人たることを得ざる者投票を爲したる時は四圓以上十

圓以下の罰金を處す

第一百一條 前條に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又は再び罰

金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下選挙權及被選挙權を

停止す



犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑より一等を加ふ

第九十五条 選挙に際し立會人又は暴行を加へ又は暴行

を以て投票所若し選挙會場騷擾し又は投票函を封留毀壞若し劫奪したる者の四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百

圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは本刑より一等を加ふ

第九十六条 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者は重禁錮に處

す

其の情を知て嘯聚を應じ勢を助けたる者の二年以上五年以下の

輕禁錮に處す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは本刑より一等を加ふ

第九十七条 演説又は新聞紙若し其の他の文書を以て人を教唆し

前三條犯罪を犯さしめたる者は刑法第百五條の例に依る其の效

唆の効なき者と仍小刑より二等又は三等を減じ處断す

第九十八条 戎器又は兇器を携帯して投票所若し會場に入り二者

は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第九十九条 當選人に於て第八十九条より第九十八条に至るまで

の刑に處せられたるときは其の當選は無効とせ

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依

り選舉人たることを得ざる者投票を爲したる時は四圓以上四十

圓以下の罰金に處す

第一百一條 前條犯罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又は再び罰

金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下選舉權及被選舉權を

停止す



第二百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を缺くときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二百三條 本章に規定したる罰則は外刑法に正條あるものの各其條に依り重きに従て處斷す

第二百四條 凡て選舉に關する犯罪の六箇月を以て期滿免除とす

第二百五條 此の罰則は第十一章の各條と共に投票所及選舉會場に貼示せしむ

第十四條 補則

第二百六條 市に於ては一市一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理に市長兼て之を掌るべし

第四條の場合に於ては一選舉區一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理に區長兼て之を掌るべし

第二百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定めて選

とも選舉の期日より三日以前に之を本人に通知し選舉の當日選舉管理の市役所又ハ區役所に參會せしむべし

立會人は投票し立會ひ併せて投票を點檢すべし

此の場合に於ける選舉明細書は併せて投票の事項を記載すべし

第二百八條 島司を置く地方に於ては此の法律に規定したる選舉の職務に島司之を掌るべし

第二百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務に戸長之を掌るべし

第二百十條 選舉人名簿調製の初年を限り所得税法施行以來第六條第八條に規定したる納税額を引續き納税したる者の其の納税額



格の期限も充つるものと見做せし  
第百十一條 北海道沖繩縣及小笠原島は於ては將來一般の地方  
度を準行するの時よ至るまで此の法律を施行せし

衆議院議員選舉法附錄

議員總數十二人

東京府

第一區	麴町區	麻布區	赤坂區	一	人
第二區	芝區			一	人
第三區	京橋區			一	人
第四區	日本橋區			一	人
第五區	本所區	深川區		一	人
第六區	淺草區			一	人

第七區	神田區			一	人
第八區	下谷區	本郷區		一	人
第九區	小石川區	牛込區	四谷區	一	人
第十區	東多摩郡	南豊島郡	北豊島郡	一	人
第十一區	南足立郡	南葛飾郡		一	人
第十二區	荏原郡	伊豆七島		一	人

議員總數七人

京都府

第一區	上京區			一	人
第二區	下京區			一	人
第三區	愛宕郡	葛野郡	乙訓郡	一	人
第四區	宇治郡	相樂郡	久世郡	一	人



綴喜郡

第五區 南桑田郡 北桑田郡 船井郡 二人

天田郡 向鹿郡

第六區 昭佐郡 與謝郡 中郡 竹野郡 一人

熊野郡

議員總數十人

大坂府

第一區 西區 一人

第二區 東區 北區 一人

第三區 南區 一人

第四區 西成郡 東成郡 住吉郡 二人

第五區 堀上郡 堀下郡 豐嶋郡 一人

能勢郡

第六區 茨田郡 交野郡 設良郡 一人

河內郡 茨江郡 高安郡

第七區 石川郡 八上郡 古市郡 一人

安宿部郡 錦部郡 丹南郡 志紀郡

丹北郡 大縣郡 澁川郡

第八區 堺區 大嶋郡 泉郡 一人

南郡 日根

神奈川縣 議員總數七人

第一區 橫濱區 一人

第二區 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 一人

第三區 南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡 二人

第四區 三浦郡 鎌倉郡 一人



第五區	高座郡	愛甲郡	津久井郡	一	人
第六區	大住郡	洵綾郡	足柄上郡	一	人
	足柄下郡				

兵庫縣

議員總數十二人

第一區	神戸區	一	人
第二區	武庫郡	一	人
	有馬郡		
第三區	多紀郡	一	人
	氷上郡		
第四區	八郡郡	一	人
	明石郡		
	美濃郡		
第五區	加古郡	一	人
	印南郡		
	加西郡		
第六區	加東郡	一	人
	多何郡		
	加西郡		
第七區	飾東郡	一	人
	飾西郡		
	神東郡		

神西郡

第八區	揖東郡	揖西郡	赤穂郡	二	人
	佐用郡	尖栗郡			
第九區	城崎郡	美合郡	氣多郡	二	人
	出石郡	七美郡	二方郡		
	朝來郡		養父郡		
第十區	津名郡	三原郡		一	人

長崎縣

議員總數七人

第一區	長崎郡	西彼杵郡	二	人
第二區	東彼杵郡	北高來郡	一	人
第三區	南高來郡		一	人
第四區	北松浦郡	壹岐郡	一	人
	石田郡			



第五區	南松浦郡	一	人
第六區	上縣郡 下縣郡	一	人

新潟縣

議員總數十三人

第一區	新潟區 西蒲原郡	一	人
第二區	北蒲原郡 東蒲原郡 巖松郡	二	人
第三區	中蒲原郡	一	人
第四區	南蒲原郡	一	人
第五區	古志郡 三嶋郡	二	人
第六區	刈羽郡	一	人
第七區	北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡	二	人
第八區	東頸城郡 西頸城郡	二	人

第九區	雜太郡 加茂郡 羽茂郡	一	人
-----	-------------	---	---

埼玉縣

議員總數八人

第一區	北足立郡 新座郡	一	人
第二區	入間郡 高麗郡 橫見郡 比企郡	二	人
第三區	南埼玉郡 北葛飾郡 中葛飾郡	二	人
第四區	北埼玉郡 大里郡 幡羅郡 榛澤郡 男衾郡	二	人
第五區	兒玉郡 賀美郡 那珂郡 秩父郡	九	人

群馬縣

議員總數五人

第一區	東群馬郡 南勢多郡 利根郡	一	人
-----	---------------	---	---



第二區	北勢多郡	新田郡	山田郡	邑樂郡	一	人	
第三區	佐位郡	那波郡	綠野郡	一	人		
第四區	多胡郡	南甘樂郡	西群馬郡	片岡郡	吾妻郡	一	人
第五區	北甘樂郡	碓氷郡	一	人			
千葉縣 議員總數九人							
第一區	千葉郡	市原郡	一	人			
第二區	東葛飾郡	四旛郡	下埴生郡	二	人		
第三區	南相馬郡	香取郡	一	人			
第四區	海上郡	匝瑳郡	一	人			

第五區	山邊郡	武射郡	一	人	
第六區	夷隅郡	上埴生郡	長柄郡	一	人
第七區	望陀郡	周准郡	天羽郡	一	人
第八區	安房郡	平郡	朝夷郡	一	人
	長狹郡				

茨城縣

議員總數八人

第一區	東茨城郡	鹿嶋郡	行方郡	二	人
第二區	多賀郡	久慈郡	那珂郡	二	人
第三區	西茨城郡	真壁郡	一	人	
第四區	豐田郡	結城郡	岡田郡	一	人
	西葛飾郡	猿島郡			
第五區	筑波郡	新治郡	一	人	



第六區 信太郡 河內郡 北和馬郡 議員總數五人

第一區 河內郡 芳賀郡 一 人  
第二區 上都賀郡 下都賀郡 寒川郡 二 人  
第三區 安蘇郡 足利郡 梁田郡 一 人  
第四區 盤谷郡 那須郡 一 人

奈良縣 議員總數四人

第一區 添上郡 添下郡 山邊郡 一 人

第二區 廣瀨郡 平群郡 式上郡 式下郡 宇陀郡 二 人  
十市郡 高市郡 葛上郡 葛下郡

忍海郡

第三區 宇智郡 吉野郡 一 人

三重縣 議員總數七人

第一區 安濃郡 一志郡 一 人

第二區 三重郡 鈴鹿郡 奄藝郡 一 人

第三區 河曲郡 桑名郡 員辨郡 朝明郡 一 人

第四區 飯高郡 飯野郡 多氣郡 一 人

第五區 度會郡 答志郡 英虞郡 二 人

第六區 北牟婁郡 南牟婁郡 一 人

阿拜郡 山田郡 名張郡 一 人

伊賀郡 一 人



愛知縣

議員總數十一人

第一區	名古屋區	一	人
第二區	愛知郡	一	人
第三區	東春日井郡 西春日井郡	一	人
第四區	丹羽郡 葉栗郡	一	人
第五區	中嶋郡	一	人
第六區	海東郡 海西郡	一	人
第七區	知多郡	一	人
第八區	碧海郡 幡豆郡	一	人
第九區	額田郡 西加茂郡 東加茂郡	一	人
第十區	北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡	一	人
第十一區	渥美郡 八名郡	一	人

靜岡縣

議員總數八人

第一區	安倍郡 有渡郡	一	人
第二區	富士郡 庵原郡	一	人
第三區	志太郡 益津郡	一	人
第四區	榛原郡 佐野郡 城東郡	一	人
第五區	周智郡 豐田郡 山名郡	一	人
第六區	磐川郡 長上郡 敷知郡 濱名郡	一	人
第七區	引佐郡 鹿玉郡 君澤郡 那賀郡 賀茂郡 駿東郡 田方郡	二	人

山梨縣

議員總數三人

八十九



第一區 西山梨郡 北巨摩郡 中巨摩郡 一人  
 第二區 東山梨郡 南都留郡 北都留郡 一人  
 第三區 東八代郡 西八代郡 南巨摩郡 一人  
 滋賀縣 議員總數五人

第一區 滋賀郡 高嶋郡 一人  
 第二區 甲賀郡 野洲郡 栗太郡 一人  
 第三區 犬上郡 愛知郡 神崎郡 二人  
 蒲生郡  
 第四區 西淺井郡 東淺井郡 伊香郡 一人  
 坂田郡

岐阜縣

議員總數七人

第一區 厚見郡 方縣郡 各務郡 一人

第二區 不破郡 安八郡 一人

第三區 海西部 下石津郡 多勢郡 一人

第四區 上石津郡 羽栗郡 山崎郡 一人

第五區 大野郡 池田郡 本巢郡 一人

第六區 武儀郡 郡上郡 一人

第七區 加茂郡 可兒郡 土岐郡 一人

第八區 惠那郡 一人

第九區 大野郡 益田郡 吉城郡 一人

長野縣

議員總數八人

第一區 上水內郡 更級郡 一人

第二區 下水內郡 上高井郡 下高井郡 一人



- 第三區 小縣郡 埴科郡 一 人
- 第四區 西筑摩郡 東筑摩郡 南安曇郡 二 人
- 第五區 北安曇郡 南佐久郡 北佐久郡 一 人
- 第六區 上伊那郡 諏訪郡 一 人
- 第七區 上伊那郡 一 人

宮城縣

議員總數五十八

- 第一區 仙臺郡 名取郡 宮城郡 一 人
- 第二區 柴田郡 刈田郡 伊具郡 一 人
- 互理郡 一 人
- 第三區 黑川郡 加美郡 志田郡 一 人
- 玉造郡 遠田郡 一 人

福島縣

議員總數七十八

- 第四區 栗原郡 登米郡 一 人
- 第五區 桃生郡 牡鹿郡 本吉郡 一 人
- 第一區 信夫郡 伊達郡 一 人
- 第二區 安達郡 安積郡 一 人
- 第三區 田村郡 巖瀬郡 東白川郡 二 人
- 西白河郡 石川郡 二 人
- 第四區 南會津郡 北會津郡 大沼郡 二 人
- 耶麻郡 河沼郡 二 人
- 第五區 菊名郡 磐前郡 磐城郡 檜葉郡 一 人
- 標葉郡 行方郡 宇多郡 一 人

巖手縣

議員總數五十八



第一區	南嶽寺郡 北嶽寺郡 紫波郡	一	人
第二區	二戶郡 東閉伊郡 中閉伊郡 北閉伊郡 南九戶郡 北九戶郡 稗貫郡 東和賀郡 西和賀郡 西閉伊郡 南閉伊郡 江刺郡 膽澤郡 氣仙郡 西磐井郡 東磐井郡	一	人
第三區	議員總數四人	一	人
第四區	議員總數四人	一	人
第五區	議員總數四人	一	人
青森縣 第一區	東津輕郡 上北郡 下北郡 三戶郡	二	人
第二區	北津輕郡 南津輕郡	一	人

第三區	中津輕郡 西津輕郡	一	人
山形縣 第一區	南村山郡 東村山郡 西村山郡	二	人
第二區	東霞野郡 南霞野郡 西霞野郡	一	人
第三區	飽海郡 西田川郡 東田川郡	二	人
第四區	最上郡 北村山郡	一	人
秋田縣 第一區	議員總數五人	一	人
第二區	南秋田郡 北秋田郡 鹿角郡	一	人
第三區	山本郡 河邊郡 由利郡	一	人
第四區	仙北郡 平鹿郡 雄勝郡	二	人
福井縣	議員總數四人	二	人



第一區	足羽郡	大野郡	一人
第二區	吉田郡	阪井郡	一人
第三區	南條郡	立郡	一人
第四區	三方郡	遠敷郡	一人
	敦賀郡	大飯郡	一人

石川縣

議員總數六人

第一區	金澤區	石川郡	二人
第二區	能美郡	江沼郡	一人
第三區	河北郡	羽咋郡	二人
第四區	鳳至郡	珠洲郡	一人
		鹿嶋郡	一人

富山縣

議員總數五人

第一區	上新川郡	婦負郡	二人
-----	------	-----	----

第二區 下新川郡

一人

第三區 射水郡

一人

第四區 蠟波郡

一人

嶋取縣

議員總數三人

第一區	邑美郡	法美郡	巖井郡	八上郡	一人
-----	-----	-----	-----	-----	----

	八束郡	智頭郡			一人
--	-----	-----	--	--	----

第二區	高草郡	氣多郡	河村郡	久米郡	一人
-----	-----	-----	-----	-----	----

	八橋郡				一人
--	-----	--	--	--	----

第三區	汗入郡	會見郡	日野郡		一人
-----	-----	-----	-----	--	----

嶋根縣

議員總數六人

第一區	嶋根郡	秋鹿郡	意宇郡		一人
-----	-----	-----	-----	--	----

第二區	能義郡	仁多郡	大原郡		一人
-----	-----	-----	-----	--	----



岡山縣

議員總數八人

第三區	飯石郡	楯縫郡	神門郡	二	人
第四區	出雲郡	安濃郡	邑智郡	二	人
第五區	那賀郡	美濃郡	鹿足郡	一	人
第六區	周吉郡	穰地郡	海士郡	二	人
	知夫郡				
第一區	岡山區	御野郡	上道郡		
第二區	邑久郡	兒鹿郡		二	人
	津高郡	赤阪郡	磐梨郡		
	和氣郡			一	人
第三區	都宇郡	窪屋郡	賀陽郡		

第四區	下道郡	淺口郡	小田郡	後月郡	二	人
第五區	上房郡	川上郡	哲多郡		一	人
第六區	阿賀郡	眞嶋郡	大庭郡	西々條郡	一	人
第七區	勝北郡	勝南郡	吉野郡	英田郡	一	人
	久米北條郡	久米南條郡			一	人

議員總數十人

第一區	廣嶋區	安藝郡	二	人	
第二區	佐伯郡		一	人	
第三區	沼田郡	高宮郡	山縣郡	一	人



第四區	高田郡	三次郡	三谿郡	一	人	
第五區	加茂郡			一	人	
第六區	豐田郡			一	人	
第七區	御調郡	世羅郡		一	人	
第八區	深津郡	沼隈郡	安那郡	一	人	
第九區	蘆田郡	品治郡	神石郡	甲奴郡	一	人
	奴可臺	三上郡	惠蘇郡		一	人

山口縣

議員總數七人

第一區	吉敷郡	美禰郡	厚狹郡	二	人
第二區	佐波郡			一	人
第三區	阿武郡	見嶋郡	大津郡	一	人
	赤間關區	豐浦郡		一	人

第四區	都濃郡	熊毛郡	大嶋郡	一	人
第五區	玖珂郡			一	人

和歌山縣

議員總數五人

第一區	和歌山區	名草郡	海部郡	二	人
第二區	有田郡	伊都郡	那賀郡	一	人
第三區	日高郡	西牟婁郡	東牟婁郡	二	人

德島縣

議員總數五人

第一區	名東郡	勝浦郡		一	人
第二區	那賀郡	海部郡		一	人
第三區	名西郡	阿波郡	麻植郡	一	人
第四區	板野郡			一	人



第五區

美馬郡 三好郡

一人

香川縣

議員總數五人

第一區

香川郡 山田郡 小豆郡

一人

第二區

大內郡 寒川郡 三木郡

一人

第三區

鶴足郡 阿野郡

一人

第四區

多度郡 那珂郡

一人

第五區

豐田郡 三野郡

一人

愛媛縣

議員總數七人

第一區

溫泉郡 和氣郡 風早郡 野間郡

一人

第二區

久米郡 伊豫郡 下浮穴郡

二人

第三區

越智郡 桑村郡 周布郡

一人

第四區

喜多郡 上浮穴郡

一人

第四區

新居郡 宇摩郡

一人

第五區

西宇和郡 東宇和郡

一人

第六區

南宇和郡 北宇和郡

一人

高知縣

議員總數四人

第一區

土佐郡 長岡郡

一人

第二區

幡多郡 高岡郡 吾川郡

二人

第三區

香美郡 安藝郡

一人

福岡縣

議員總數九人

第一區

福岡區 怡土郡 志摩郡

一人

第二區

早良郡 糟屋郡 宗像郡 那珂郡 御笠郡

一人

第三區

席田郡 上座郡 下座郡

一人



第三區	夜須郡	二	人
	遠賀郡		
	鞍手郡		
	嘉麻郡		
第四區	穗波郡	一	人
	御井郡		
	御原郡		
	山本郡		
第五區	生葉郡	一	人
	竹野郡		
第六區	三湫郡	一	人
	上妻郡		
	下妻郡		
第七區	山門郡	一	人
	三池郡		
第八區	企救郡	一	人
	田川郡		
	京都郡		
	仲津郡		
	築城郡		
	上毛郡	一	人
大分縣	議員總數六人		
第一區	大分郡	一	人

第二區	北海部郡	一	人
	南海部郡		
第三區	大野郡	一	人
	直入郡		
第四區	速見郡	一	人
	玖珠郡		
	日田郡		
第五區	西國東郡	一	人
	東國東郡		
第六區	下毛郡	一	人
	宇佐郡		
佐賀縣	議員總數四人		
第一區	佐賀郡	一	人
	神崎郡		
	小城郡		
	基肆郡		
第二區	養父郡	二	人
	三根郡		
第三區	東松浦郡	一	人
	西松浦郡		
	杵島郡		
	藤津郡		
熊本縣	議員總數八人		
第一區	熊本區	一	人
	飽田郡		
	託麻郡		



宇土郡	二	人				
玉名郡	一	人				
山鹿郡	二	人				
山本郡	一	人				
菊池郡	一	人				
合志郡	二	人				
阿蘇郡	一	人				
上益城郡	一	人				
下益城郡	一	人				
八代郡	一	人				
葦北郡	一	人				
球磨郡	一	人				
天草郡	一	人				
宮崎縣	議員總數三人					
第一區	宮崎郡	北那珂郡	南那珂郡	一	人	
第二區	兒湯郡	北諸縣郡	西諸縣郡	東諸縣郡	一	人

鹿兒島縣

第三區	東臼杵郡	西臼杵郡	一	人	
第一區	鹿兒島郡	霧山郡	北大隅郡	議員總數七人	
第二區	熊毛郡	馭護郡	一	人	
第三區	給黎郡	揖宿郡	頰娃郡	一	人
第四區	川邊郡	一	人		
第五區	日置郡	阿多郡	一	人	
第六區	高城郡	出水郡	南伊佐郡	一	人
第七區	薩摩郡	甌嶋郡	一	人	
第八區	菱刈郡	始良郡	柔原郡	一	人
第九區	西囉喉郡	北伊佐郡	一	人	
第十區	南諸縣郡	南大隅郡	肝屬郡	一	人



第七區

東陽喉郡  
大鳴郡

百八  
一人 一人

朕樞密顧問の諮詢を経て會計法を裁可し之を公布せしむ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黑田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨

司法大臣	伯爵山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵松方正義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	伯爵森有禮
遞信大臣	伯爵榎本武揚

法律第四號

會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一

日を終る

一 會計年度の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日

までに悉皆完結せしむ



第二條 租稅及其他一切の収納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算の編入すべし

第三條 各年度に於て決定したる經費定額を以て他の年度に屬すべき經費を充つることを得ず

第四條 各官廳に於ての法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有とることを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算の之を經常臨時の二部と大別し各部中に於て之を款項と區分すべし

總豫算の帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各日の明細を記入すべし

第二 其れ年三月三十一日と終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫算金

第二 豫備金

第一 豫算金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二 豫算金の豫算外に生じたる必要の費用を充つるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大藏省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を経て



之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徴收す

べし

法律命令に依り當該官吏は資格ある者非ざれば租税を徴收し又ハ其他の歳入を收納するを得ず

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費を充つる所の定額ハ其の年度の歳入を以て之を支辨すべし

第十二條 國務大臣ハ豫算を定めたる目的の外ハ定額を使用ス又ハ各項の金額を彼此流用することを得ず  
國務大臣ハ其の所管に屬する收入を國庫に納むべし直之を使

用するを得ず

第十三條 國務大臣ハ其ハ所管定額を使用する爲メ國庫に向ひて仕拂命令を發すべし但し別ニ定むる所の規程に従ひ他の官吏ニ委任して仕拂命令を發せしむるを得

第十四條 國庫ハ法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣ハ政府に對し正當なる債主若ハ其の代理人ト爲すに非ざれば仕拂命令を發するを得ず  
左の諸項の經費に限り國務大臣ハ主任官吏ニ委任し又ハ政府に命じたる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲メ現金前渡の仕拂命令を發することを得

第一 國債の元利拂



第一 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便ある内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費として一箇年の總費額五百圓を滿たさるる

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に從事する工事の經費但し一主任官に付三千圓迄を限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経る政府より帝國議會に提出する

總決算は總豫算と同一の様式を用ひ左の事項の計算を明記すへ

し

歳入此部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

歳入未済入額

歳出此部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算は會計検査院の検査報告と俱ふ左此文



書を添附とべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債よまて其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求若し仕拂の請求を爲さざるものは期滿免除として政府の其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めざるもの各其の定むる所よ依る

第十九條 政府よ納むべき金額よして其の納むべき年度經過後滿五箇年内よ上納の告知を受けざるもの其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各

其の定むる所よ依る

第七章 歲計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

第二十條 各年度よ於て歲計よ剩餘あるときは其の翌年度の歳入よ繰入るべし

第二十一條 豫算よ於て特を明許したるもの及一年度内よ終るべき工事又の製造よして避くべからざる事故の爲よ事業を遅延し年度内よ其れ經費の支出を終らざりしもの之を翌年度よ繰越し使用をることを得

第二十二條 數年を期しを竣功すべき工事製造及其他の事業よして繼續費として総額を定むるものは毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用をるゝことを得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年



度は屬する収入及其の他一切豫算外の収入の總て歳入現年度の  
に組入るべし但し法律勅令に依り前金渡概算渡繰替拂を爲した  
る場合に於ける返納金は各之を仕拂ひたる經費の定額に戻入る  
ゝるを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條

法律勅令を以て定めたる場合外政府の工事又は物  
件の賣買貸借の總て公告して競争を付すべし但左の場合に於て  
の競争を付せず隨意の約定を依るゝを得べし

第一 一人又は一會社にて專有する物品を買入れ又は借入るゝ

とき

第二 政府の所爲を秘密すべき場合又は於て命ずる工事又は物  
品の賣買貸借を爲すとき

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すとき競争を付  
する暇なきとき

第四 特種の物質又は特別使用の目的あるもの由り生産製造に場  
所又は生産製造者より直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家を命ずるゝ非ざれば製造し得べからざる製  
造品及機械を買入るゝとき

第六 土地家屋を買入又は借入を爲すゝ常り其の位置又は構造  
等に限る場合

第七 五百圓を起るゝ工事又は物品の買入借入の契約を爲す

第八 見積價格二百圓を超るゝる動産を賣拂ふとき

第九 軍艦を買入るゝとき



第十 軍馬を买入るとき

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又は物品を买入るとき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接に买入るとき

第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に买入るとき及び政府の設立に係る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を买入るとき

第十四 政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲に前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第二十六條 政府に屬する現金若は物品は出納を掌る所の官吏は其の現金若は物品に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべし

第二十七條 前條に官吏水火盜難又は其他の事故に由り其の保管に所の現金若は物品を紛失毀損したる場合は於て其の保管上避け得べからざりし事實を會計検査院に證明し責任解除の判決を受くるに非ざれば其の負擔の責を免るゝことを得ず

第二十八條 現金又は物品の出納を掌るに付身元保證金を納たしむることを要するものハ勅令を以て之を定むべし

第二十九條 仕拂命令の職務ハ現金出納の職務と相兼はることを得ず

第十章 雜則



第三十條 特別の須要に因り本法を準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

特別會計を設置するの法律を以て之を定むべし

第三十一條 政府の國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるも此は明治二十三年四月一日より施行し其に關涉するものは帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項の帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と牴觸する法令は各其に條項施行の日より廢止す

○勅令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布し此の勅令を實施するの時期は朕が更命する所は依るべし

御名御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義



大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義  
 陸軍大臣 伯爵大山 巖  
 文部大臣 子爵森 有禮  
 逓信大臣 子爵奥本武揚

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院の左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家又勳勞あり又ハ學識ある者より特ニ勅任せられたる者
- 五 各府縣又於テ土地或ハ工業商業又付多額の直接國税を納む

る者の中より一人を互選し勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年ニ達したるときは議席ニ列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるへし

第四條 伯子男爵を有する者又して滿二十五歳ニ達し各々其の同爵ニ選り當りたる者は七箇年ハ任期を以て議員とるへし其の選舉ニ關する規則は別に勅令を以て之れを定む

第五條 國家又勳勞あり又ハ學識ある滿三十歳以上の男子又して勅任せられたる者の終身議員たるへし

第六條 各府縣又於て滿三十歳以上の男子又して土地或ハ工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人中より一人を互選し



其の選<sup>せん</sup>は當り勅任せられざる者は七箇年の任期<sup>にんき</sup>を以て議員たるべし其の選舉<sup>せんきよ</sup>は關る規則<sup>きそく</sup>は別<sup>べつ</sup>に勅令<sup>ちよくれい</sup>を以て之を定む

第七條 國家<sup>こくが</sup>は勳勞<sup>くんらう</sup>あり又は學識<sup>がくしき</sup>ある者及各府縣<sup>かくふけん</sup>は於て土地<sup>とち</sup>或は工商業<sup>こうしょうぎょう</sup>に付多額<sup>たがく</sup>の直接國稅<sup>ちくせつこくぜい</sup>を納むる者より勅任<sup>ちよくせん</sup>せられたる議員<sup>ぎいん</sup>は有爵議員<sup>ゆうしやくぎいん</sup>の數<sup>かず</sup>を超過<sup>ちゆうご</sup>することを得ず

第八條 貴族院<sup>きぞくいん</sup>は天皇<sup>てんかう</sup>に諮詢<sup>しゆんいん</sup>に應へ華族<sup>くわしやく</sup>の特權<sup>とくけん</sup>は關る條規<sup>てうぎ</sup>を議決<sup>ぎけつ</sup>す

第九條 貴族院<sup>きぞくいん</sup>は其の議院<sup>ぎいん</sup>の資格<sup>しきかく</sup>及選舉<sup>せんきよ</sup>は關る争訟<sup>そうさう</sup>を判決<sup>はんけつ</sup>す其の判決<sup>はんけつ</sup>は關る規則<sup>きそく</sup>は貴族院<sup>きぞくいん</sup>に於て之を議定<sup>ぎてい</sup>し上奏<sup>じやうそう</sup>して裁可<sup>さいか</sup>を請ふべし

第十條 議員<sup>ぎいん</sup>として禁錮<sup>きんこ</sup>以上<sup>いじやう</sup>に刑<sup>けい</sup>を處せられ又は身代限<sup>しんたいげん</sup>に處分<sup>じよぶん</sup>を受けたる者あるとき勅命<sup>ちよくめい</sup>を以て之を除名<sup>ぢよめい</sup>とべし貴族院<sup>きぞくいん</sup>に於て

懲罰<sup>ちやうばつ</sup>を由り除名<sup>ぢよめい</sup>すべき者<sup>もの</sup>は議長<sup>ぎぎやう</sup>より上奏<sup>じやうそう</sup>して勅裁<sup>ちよくさい</sup>を請ふべし  
除名<sup>ぢよめい</sup>せられたる議員<sup>ぎいん</sup>は更<sup>さら</sup>に勅許<sup>ちよくきよ</sup>あるは非<sup>ひ</sup>されは再び議員<sup>ぎいん</sup>となる  
あをを得と

第十一條 議長<sup>ぎぎやう</sup>副議長<sup>ふくぎぎやう</sup>は議員<sup>ぎいん</sup>中<sup>ちゆう</sup>より七箇年<sup>しちかんとん</sup>の任期<sup>にんき</sup>を以て勅任<sup>ちよくせん</sup>せらるべし  
被選議員<sup>ひせんぎいん</sup>として議長<sup>ぎぎやう</sup>又は副議長<sup>ふくぎぎやう</sup>の任命<sup>にんめい</sup>を受けたるとき議員<sup>ぎいん</sup>たるべし

第十二條 此の勅令<sup>ちよくれい</sup>は定むるも此の外<sup>このほか</sup>に總て議員法<sup>ぎいんほう</sup>は條規<sup>てうぎ</sup>に依る

第十三條 將來<sup>せうらい</sup>此れ勅令<sup>ちよくれい</sup>の條項<sup>てうこう</sup>を改正<sup>てうせい</sup>し又は増補<sup>ぞうほ</sup>するときは貴族院<sup>きぞくいん</sup>の議決<sup>ぎけつ</sup>を経<sup>か</sup>べし



明治廿二年二月廿一日印刷  
全 年同月廿二日出版

京橋區元數寄屋町一丁目三番地

發行者 岩本五一

日本橋區新有衛門町十番地

印刷者 町田宗七

淺草區三軒町

專賣者 大川錠吉

東京書肆橫山一○辻文○本石二○上田屋○馬喰二○山口○南鍋一  
○免屋○橋町四○鶴壁社○通四内齋○春陽堂○小網町○永昌堂○  
南紺屋町○井上○通四明鴻堂○木挽山九自堂○大銀町自由閣○萬  
町伊勢金○大坂○競爭屋○秋田屋○積美館○其他







153  
5  
525

031731-000-1

特63-37

帝国憲法 (傍訓)

小説館

M22

BBE-0358

